

資料編

<資料編>

1. 計画の策定経過

年月日	事項	主な内容
令和5年1月18日 ～令和5年2月10日	市民アンケート 回収数：802件/1,970件 回収率：40.7%	・市民1,970人を無作為抽出し、 市民の健康意識や生活習慣等に関する意識調査を実施
令和5年9月13日	第1回健康づくり計画検討会議 ※検討会議は、健康施策に特化した所属（健康づくり課、母子保健課、市民健康課、国保医療課）を招集し、開催した。	・市民アンケート調査結果について ・体系図案について
令和5年10月26日	第2回健康づくり計画検討会議	・計画素案について
令和5年11月8日	第1回千歳市保健福祉推進委員会	・計画素案について
令和5年11月14日	第1回千歳市保健福祉調査研究委員会	・計画素案について
令和5年12月4日	厚生環境常任委員会	・計画素案の報告
令和5年12月18日 ～令和6年1月19日	パブリックコメント	・計画素案に対する意見公募
令和6年1月30日	第3回健康づくり計画検討会議	・パブリックコメント結果について ・計画案について
令和6年2月9日	第2回千歳市保健福祉推進委員会	・パブリックコメント結果について ・計画案について
令和6年2月16日	第2回千歳市保健福祉調査研究委員会	・パブリックコメント結果について ・計画案について
令和6年2月28日	厚生環境常任委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案の報告

2. パブリックコメントの結果概要

【意見募集の集計結果】

1	案件名	第3次千歳市健康づくり計画（素案）について	
2	意見募集期間	令和5年12月18日（月）～令和6年1月19日（金）	
3	意見の件数 （提出者数）	3件（2人）	
4	意見の取扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	1件
		② 既に案に盛り込んでいるもの	－件
		③ 今後の参考とするもの	1件
		④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）	1件
5	意見の受け取り方法	電子メール	1人
		郵便	－人
		ファクシミリ	－人
		意見箱	1人
		直接持参	－人

【市民意見等の概要とそれに対する市の考え方】

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
1	75ページに掲げる新規施策「（仮称）空気がきれいなまち・千歳認定制度の導入の検討」について伺います。現在、北海道では同様の取組「北海道のきれいな空気の施設登録事業」を行っています。登録には、第2種施設の屋内完全禁煙（分煙不可）が必須条件となっています。千歳市の当該施策でも、同様に完全禁煙が条件となりますか。 第2種の事業所・飲食店等では一定の喫煙室設置が法令で認められていることや、喫煙場所なく完全禁煙を行った場合、路上喫煙等が増加し「望まない受動喫煙」を助長する可能性が高まるため、適切な喫煙室の設置を推奨する取組が重要と考えます。	1	分類～③ 今後の参考とするもの 「（仮称）空気がきれいなまち・千歳認定制度の導入」については、喫煙される方で禁煙・節煙意向がある方、禁煙意欲を後押しする社会的取組が必要と思う方の割合が、6割以上であるなどの本市の実情を踏まえ、計画期間中の導入を検討する施策であります。 市としましては、喫煙する方を含む市民の健康づくりとして、自然に健康になれる環境づくりの側面からも、より多くの事業者等に参画いただく必要があると受け止めております。 今後は、ご意見を参考にしながら、効果的な施策の導入について検討してまいります。

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
2	33 ページ下段の「サードHANDスモーク」の解説について伺います。文中で「それにより健康被害を受けます。」と断定する記述がありますが、確定的な科学的根拠があるのでしょうか。一部の自治体や医療機関ではサードHANDスモークによる健康被害を根拠なく発信されていますが、一部の人に誤解が生まれ、「喫煙する人には近づいてはいけない」等の差別的な風評被害が発生することが懸念されます。	1	分類～① 案を修正するもの 「サードHANDスモーク」については、新しい概念であるため、受動喫煙防止対策の推進において、各分野の報告から様々な表現で用いられておりますが、国の普及啓発の在り方などを参考に、誤解が生じないよう表現を修正します。 【修正前】 ※ サードHANDスモーク たばこを消した後の残留物から有害物質を吸入すること。煙の有害成分が壁や衣類などに付着・放出し、それにより健康被害を受けます。 【修正後】 ※ サードHANDスモーク（三次喫煙） 衣服や室内に付着したたばこの煙（残留たばこ煙）の成分が空気中に漂い吸入すること。新しい概念であり、国による明確な健康影響は示されておられません。調査の動向が注視されています。
3	団体ではなく個人で気軽に立ち寄れる運動器具がある屋内型施設が、市内の日常生活圏域に最低でも1か所（空き家を利用するなど）があると、誰もが利用し健康になると思います。	1	分類～④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため） 介護保険法の規定に基づく本市の日常生活圏域は、東、西、南、北、向陽台の5つの区を設定しておりますが、運動器具を設置している公共施設は、スポーツセンター（南区）、総合武道館（北区）があり、広く市民の皆様にご活用いただいているほか、最近では民間事業者によるスポーツジムなども増加しており、市が、健康増進の一環として、地域ごとに新たな施設の整備等を行うことは考えておりません。 市は、本計画の推進により、施設に足を運ぶことなく誰もが気軽に健康運動に取り組むことができるよう、「ウォーキングの推奨（ボールの無料貸出）」や

			「いきいき百歳体操の普及（インターネット配信・DVD 無料貸出）」などの取組を進めるほか、「（仮称）ちとせ健康運動プラス 10 の導入」を掲げるなど、身体活動・運動量増加のための新たな取組を展開してまいります。
--	--	--	--

3. 千歳市保健福祉調査研究委員会

平成 6 年 4 月 20 日
市 長 決 裁

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進に当たり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、22 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 ～省略～

千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

(任期 令和4年12月1日から令和6年8月31日まで)

選出区分	選出機関・団体等	役職等	氏 名
知識及び経験を有する者 要綱第3条第2項第1号	千歳医師会	理事	尾谷 浩
	千歳市歯科医師会	総務	山崎 厚
	北海道千歳リハビリテーション大学	学部長	信太 雅洋
保健福祉関係機関、団体を代表する者 要綱第3条第2項第2号	千歳市社会福祉協議会	副会長	齊藤 元彦
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	松本 祐希子
	ちとせの介護医療連携の会	システム情報管理課 係長	坂本 大輔
	千歳市老人クラブ連合会	副会長	長崎 由春
	千歳身体障害者福祉協会	顧問	伊東 ミツ子
	千歳市手をつなぐ育成会	監査	木村 千秋
	千歳市母子会	会長	大廣 奈津子
	千歳市女性団体協議会	運営委員	皆木 尚美
	千歳市町内会連合会	副会長	荒 洋一
	千歳市赤十字奉仕団	福祉部長	水上 るみ子
公募で選考した者 要綱第3条第2項第3号	一般公募		山本 邦江
	一般公募		菅原 しおり
市長が必要と認める者 要綱第3条第2項第4号	千歳市社会教育委員の会議		丹波 泰哉
	千歳商工会議所女性会	副会長	太田 千鶴子
	千歳市私立幼稚園連合会	認定こども園 千歳第2幼稚園園長	中野 円
	千歳市私立保育所連合会	社会福祉法人千歳洋翔会 あんじゅ認定こども園園長	亀浦 正幸

4. 千歳市保健福祉推進委員会

平成 14 年 1 月 23 日
市 長 決 裁

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障がい者計画に関すること。
- (5) 障がい福祉計画に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) 健康増進計画に関すること。
- (8) 食育推進計画に関すること。
- (9) 障がい児福祉計画に関すること。
- (10) 自殺対策計画に関すること。
- (11) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長はこども福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 ～省略～

千歳市保健福祉推進委員会名簿

別 表

保健福祉推進委員会の構成

所 属	保健福祉推進委員
企画部	次長
次世代半導体拠点推進室長	次長（総務・企画担当）
	次長（事業調整担当）
総務部	次長（総務・財務担当）
	次長（組織・人事担当）
市民環境部	次長
	環境センター長
保健福祉部	部長〈委員長〉
	次長（福祉・救急医療担当）
	次長（保健担当）
こども福祉部	部長〈副委員長〉
	次長
産業振興部	次長
	産業支援室長
観光スポーツ部	次長
建設部	次長
市立千歳市民病院事務局	次長
消防本部	次長
教育部	次長

5. 用語解説

	用 語	解 説
あ 行	一次予防	適正な食事や運動不足の解消、禁煙、適度な飲酒など、普段から健康的な生活習慣を心掛けることで、病気の発生そのものを防ぐこと。
	医療DX	国が推進するDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組のこと。自分で記憶していない検査結果情報やアレルギー情報などが可視化されるなど、安全安心な医療につながることを期待されています。
	ウェアラブル端末	手首や腕、頭などに装着するコンピューターデバイスのこと。腕時計のようなスマートウォッチやメガネのようなスマートグラスなどがあり、ジョギングの自己記録管理などに活用されています。
か 行	ゲートキーパー	心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る役割を担う者のこと。
	健康寿命	健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
	子育てDX	子ども・子育て支援施策におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組のこと。子育て世代が必要な情報にスマホ等で容易にアクセスできるアプリなどの活用が期待されています。
さ 行	サードHANDSモーク（三次喫煙）	衣服や室内に付着したたばこの煙（残留たばこ煙）の成分が空気中に漂い吸入すること。新しい概念であり、国による明確な健康影響は示されておりませんが、調査の動向が注視されています。
	COPD（慢性閉塞性肺疾患）	長期間にわたる喫煙が原因で、肺に炎症が起こり、肺の中の空気の流れが悪くなる病気のこと。
	食生活改善推進員	食生活の改善を通じた健康づくりを推進する住民ボランティアのこと。市が実施する養成講座修了者が、栄養・食生活に関する正しい知識の普及啓発など、地域に密着した活動を行います。
	身体活動	安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費する全ての動きのこと。スポーツやフィットネスなどの健康・体力の維持増進を目的として計画的・意図的に行われる「運動」のほか、ごく普通に日常生活の中で行っている散歩や階段の上り下り、自転車に乗ること、掃除、日曜大工なども含まれます。
	健やか親子21	母子の健康水準を向上させるための多様な取組を総合的に推進する国民運動計画のこと。安心して子どもを産み育てることの基礎となる少子化対策の意義に加え、少子化社会における国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図る「健康日本21」の一翼を担うものです。
	成育基本方針	成育基本法に基づき、成長過程にある子ども及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため国が定める方針のこと。
	生活習慣病	平成8年(1996年)に公衆衛生審議会において、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」を「生活習慣病」として定義しています。
た 行	チャットボット	「チャット」と「ボット」を組み合わせた言葉で、人工知能を活用した「自動会話プログラム」のこと。「チャット」とは、インターネットを利用したリアルタイムコミュニケーションのことで、主にテキストを双方向でやり取りする仕組みのこと。「ボット」とは、「ロボット」の略で、人間に代わって一定のタスクや処理を自動化するためのプログラムのこと。
	低出生体重児	出生体重からの定義で2,500g未満の子のこと。子宮外生活に適応する十分な成熟度に達しておらず、保健医療関係者が十分な知識をもって対応する必要があります。

	用 語	解 説
た 行	糖尿病有病者・予備群	「糖尿病有病者」は糖尿病が強く疑われる者、「糖尿病予備群」は糖尿病の可能性を否定できない者のこと。
	特定健康診査	医療保険者が実施主体となり、40～74歳の加入者を対象として、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診のこと。
	特定保健指導	特定健診の結果により生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、医師、保健師、管理栄養士等が対象者ごとの身体状況に合わせた生活習慣を見直すための支援のこと。
な 行	ネウボラ	フィンランド語で“ネuvo(neuvo)=アドバイス”の“ラ(la)=場所”という意味で、妊娠・出産・子育てをワンストップで支援する仕組みのこと。
は 行	BMI	肥満度を表す指標に用いられている体格指数で、[体重(kg)]÷[身長(m)の2乗]で求められます。BMI値22が標準体重であり、最も病気になりにくい状態であるとされています。
	PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念のこと。
	非感染性疾患	不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒などを原因とし、生活習慣の改善により予防可能な疾患の総称のこと。
	標準化死亡比(SMR)	基準死亡率(人口10万対の死亡数)を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と実際に観察された死亡数とを比較するもの。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断されます。標準化死亡比は、基準死亡率と対象地域の人口を用いれば簡単に計算できるので、地域別の比較によく用いられます。
	ピンクリボン	乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の重要性を伝えるシンボルマークのこと。
	フッ化物塗布(洗口)	むし歯予防を目的にフッ化物を歯に直接塗る、又はフッ化物溶液でぶくぶくうがいをする方法のこと。
	平均寿命	0歳児が平均して何年生きられるのかを表した統計値のこと。
	母性	妊娠、出産、育児という特有の機能を果たす女性そのものを指す概念のこと。
	ボランティアポイント制度	ボランティア活動を行うことでポイントを貯め、貯めたポイントは換金のほか、福祉に役立てるための寄付や地域振興につながる商品等に交換することができる制度のこと。
ま 行	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためのマークのこと。
	メタボリックシンドローム	内臓脂肪の蓄積によって、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の重なりが起こっている状態のこと。
ら 行	ライフコースアプローチ	一人の人生を胎児期、幼少期、思春期、青年期及び成人期から老年期まで繋げて考えること。
	ロコモティブシンドローム(ロコモ)	運動器の衰えによって移動機能が低下している状態のこと。転倒や骨折のリスクが高まったり、自力で移動できなくなったりと要介護状態になるリスクも高まります。現代社会ではエレベーターや自動車などの手段が発達し移動の場面で足腰を使う機会が減少しており、食習慣を含む生活習慣との関連が大きいことから、高齢者だけではなく若い世代からの対策が必要といわれています。

第3次千歳市健康づくり計画

令和6年3月発行

発 行 千歳市

編 集 千歳市保健福祉部健康づくり課

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話 0123-24-0768 ファックス 0123-24-8418

市ホームページ <http://www.city.chitose.lg.jp/>



第3次

千歳市

健康づくり計画